



※1 別途、開発許可等の要否について審査指導課にて事前相談の手続きが必要な場合があります。

※2 別途、周辺環境の調和の基準(建築物の階数及び高さ)に応じて事前相談の手続きが必要な場合があります。

- A** 17条1項1号 共同住宅等の建築等に伴う協議(共同住宅協議)
 - B** 17条1項2号 共同住宅等の建築等に伴う協議(3,000㎡以上協議)
 - C** 17条1項3号 共同住宅等の建築等に伴う協議(道路後退協議)
 - D** 17条1項3号 共同住宅等の建築等に伴う協議(区画変更協議)
 - E** 16条 建築行為等に伴う事前協議
 - F** 7条 開発事業に伴う事前協議
 - G** 18条 中高層建築物等の建築行為等に伴う協議
- 詳細は開発調整課(建築G)へ
- 詳細は開発調整課(開発G)へ
- 詳細は開発調整課(建築G)へ

G

※左記の協議のほか、下記の建築物は、別途中高層建築物等協議が必要です。 ※2

- ① 一低、二低は、軒高7m超または3階(地階を除く)以上の建築物
その他の地域は、高さ10mを超える建築物
(増築により中高層建築物となる場合を含む)
- ② ぱちんこ屋
- ③ 葬祭場(一低、二低、一中、二中の地域)
- ④ その他規則で定める建築物(未制定)

区変対象外

- 2区画→1区画にして一戸建て住宅を新築
- 一戸建て住宅又は長屋住宅で敷地面積が次の表の数値以上(残地とも)

1低・2低	120
1中・2中	100
1住・2住・準住	90
準工・工業	80

E